



平成27年度税制改正大綱速報

1. 法人課税

番号	項目	内容	適用開始時期等
1-1	法人税の税率の引下げ	<p>法人税の税率を23.9%（現行25.5%）に引き下げ、法人の平成27年4月1日以後に開始する事業年度について適用する。</p> <p>中小法人の軽減税率の特例（所得の金額のうち年800万円以下の部分に対する税率：19%→15%）等の適用期限は、2年延長する。</p>	平成27年4月1日以後に開始する事業年度
1-2	欠損金の繰越控除制度等の見直し	<p>(1)繰越控除限度額の引下げ 青色欠損金の繰越控除制度、災害による損失金の繰越控除制度及び連結欠損金の繰越控除制度における控除限度額について、次とおり段階的に引き下げる。</p> <p>①平成27年4月1日から平成29年3月31日までの間に開始する繰越控除をする事業年度又は連結事業年度 その繰越控除前の所得の金額又は連結所得の金額の100分の65相当額（現行100分の80相当額）</p> <p>②平成29年4月1日以後に開始する繰越控除をする事業年度又は連結事業年度 その繰越控除前の所得の金額又は連結所得の金額の100分の50相当額</p> <p>③法人の設立等の日から同日以後7年を経過する日までの期間内の日の属する各事業年度又は各連結事業年度のうち一定のもの等については、控除限度額を所得の金額又は連結所得の金額とする。</p> <p>（注）中小法人等については、現行の控除限度額を存置する。</p> <p>(2)繰越期間の延長 青色欠損金の繰越期間、災害による損失金の繰越期間及び連結欠損金の繰越期間を10年（現行9年）に延長する。</p>	<p>(1)平成27年4月1日以後に開始する事業年度</p> <p>(2)平成29年4月1日以後に開始する事業年度において生じた欠損金額について適用</p>

1. 法人課税

番号	項目	内容	適用開始時期等																				
1-3	受取配当等の益金不算入制度の見直し	<p>益金不算入の対象となる株式等の区分及びその配当等の益金不算入割合を次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="569 339 1541 843"> <thead> <tr> <th colspan="2" data-bbox="569 339 1054 386">現 行</th> <th colspan="2" data-bbox="1054 339 1541 386">改 正 案</th> </tr> <tr> <th data-bbox="569 386 826 434">区 分</th> <th data-bbox="826 386 1054 434">不算入割合</th> <th data-bbox="1054 386 1313 434">区 分</th> <th data-bbox="1313 386 1541 434">不算入割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="569 434 826 539">完全子法人株式等（株式等保有割合100%）</td> <td data-bbox="826 434 1054 644" rowspan="2">100分の100</td> <td data-bbox="1054 434 1313 539">完全子法人株式等（株式等保有割合100%）</td> <td data-bbox="1313 434 1541 644" rowspan="2">100分の100</td> </tr> <tr> <td data-bbox="569 539 826 694">関係法人株式等（株式等保有割合25%以上）</td> <td data-bbox="1054 539 1313 644">関連法人株式等（株式等保有割合3分の1超）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="569 694 826 843" rowspan="2">上記以外の株式等</td> <td data-bbox="826 694 1054 843" rowspan="2">100分の50</td> <td data-bbox="1054 644 1313 742">その他の株式等</td> <td data-bbox="1313 644 1541 742">100分の50</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1054 742 1313 843">非支配目的株式等（株式等保有割合5%以下）</td> <td data-bbox="1313 742 1541 843">100分の20</td> </tr> </tbody> </table> <p>①公社債投資信託以外の証券投資信託の収益の分配の額については、その全額を益金算入（現行 収益の分配の額の2分の1（4分の1）の金額の100分の50相当額を益金不算入）とする。ただし、特定株式投資信託の収益の分配の額については、非支配目的株式等として扱う。</p> <p>②その他の株式等及び非支配目的株式等について、負債利子控除の対象から除外する。</p> <p>③青色申告書を提出する保険会社が受ける非支配目的株式等に係る配当等の額については、その100分の40相当額（原則100分の20相当額）を益金不算入とする特例を創設する。</p> <p>④上記の改正に伴い、関連法人株式等に係る負債利子控除額の計算の簡便法の基準年度を平成27年4月1日から平成29年3月31日までの間に開始する事業年度とする。</p>	現 行		改 正 案		区 分	不算入割合	区 分	不算入割合	完全子法人株式等（株式等保有割合100%）	100分の100	完全子法人株式等（株式等保有割合100%）	100分の100	関係法人株式等（株式等保有割合25%以上）	関連法人株式等（株式等保有割合3分の1超）	上記以外の株式等	100分の50	その他の株式等	100分の50	非支配目的株式等（株式等保有割合5%以下）	100分の20	(明記なし)
現 行		改 正 案																					
区 分	不算入割合	区 分	不算入割合																				
完全子法人株式等（株式等保有割合100%）	100分の100	完全子法人株式等（株式等保有割合100%）	100分の100																				
関係法人株式等（株式等保有割合25%以上）		関連法人株式等（株式等保有割合3分の1超）																					
上記以外の株式等	100分の50	その他の株式等	100分の50																				
		非支配目的株式等（株式等保有割合5%以下）	100分の20																				

1. 法人課税

番号	項目	内容	適用開始時期等
1-4	研究開発税制の見直し	<p>(1)控除税額の上限を当期の法人税額の30%（原則20%）に引き上げる措置を適用期限の到来をもって廃止するとともに、新たに以下の措置により控除税額の上限の総枠を当期の法人税額の30%とする。</p> <p>(2)特別試験研究費の額に係る税額控除制度について、次の見直しを行う。 ①税額控除率（現行12%）を次のとおり引き上げる。 （イ）特別試験研究機関等又は大学等との共同研究及び委託研究 30% （ロ）上記以外のもの 20% ②控除税額の上限を試験研究費の総額に係る税額控除制度及び中小企業技術基盤強化税制とは別枠で当期の法人税額の5%とする。 ③特別試験研究費の範囲について、所要の見直しを行う。</p> <p>(3)試験研究費の総額に係る税額控除制度及び中小企業技術基盤強化税制の控除税額の上限を当期の法人税額の25%とする。 （注）これらの制度の対象となる試験研究費の額には、(2)の対象とした特別試験研究費の額を含まないこととする。</p> <p>(4)繰越税額控除限度超過額及び繰越中小企業者等税額控除限度超過額に係る税額控除制度を廃止する。</p>	平成27年4月1日以後に開始する事業年度
1-5	所得拡大促進税制の要件緩和	<p>雇用者給与等支給額が増加した場合の税額控除制度における雇用者給与等支給増加割合の要件について、次の見直しを行う。 ①中小企業者等又は中小連結親法人及びその連結子法人 平成28年4月1日以後に開始する適用年度について、3%以上（現行5%以上）とする。 ②上記①以外の法人 平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に開始する適用年度について、4%以上（現行5%以上）とする。</p>	平成28年4月1日以後に開始する事業年度

1. 法人課税

番号	項目	内容	適用開始時期等																													
1-6	地方拠点強化税制の創設	<p>(1)設備投資促進 青色申告書を提出する法人で地域再生法の地方拠点強化実施計画（仮称）について承認を受けたものが、その承認の日から2年以内に、その計画に記載された建物及びその附属設備並びに構築物で一定の規模以上のものの取得等をしてその事業の用に供した場合には、その取得価額につき次の割合での特別償却または税額控除の選択適用ができる。 （ただし、税額控除は当期の法人税額の20%を上限）</p> <table border="1" data-bbox="571 491 1541 753"> <thead> <tr> <th></th> <th></th> <th>特別償却</th> <th>税額控除</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">平成29年3月31日までの間の承認にかかる取得等</td> <td>特定地域から大都市等以外への移転</td> <td>25%</td> <td>7%</td> </tr> <tr> <td>上記以外</td> <td>15%</td> <td>4%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">上記以外</td> <td>特定地域から大都市等以外への移転</td> <td>25%</td> <td>4%</td> </tr> <tr> <td>上記以外</td> <td>15%</td> <td>2%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 「一定の規模以上のもの」とは、一の建物等の取得価額の合計額が2,000万円以上（中小企業者にあつては、1,000万円以上）のものをいう。</p> <p>(2)雇用促進 上記(1)にかかる法人でその承認の日から2年以内の日を含む各事業年度においては、その計画に従って移転等をした事業所における増加雇用者数に次の金額を乗じた金額の税額控除ができる。（ただし、当期の法人税額の30%から現行の雇用促進税制と上記(1)の控除税額との合計額を控除した残額を上限）</p> <table border="1" data-bbox="577 1075 1547 1263"> <thead> <tr> <th></th> <th></th> <th>税額控除</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">初年度</td> <td>特定地域から大都市等以外への移転</td> <td>50万円^(注1) + 30万円^(注2)</td> </tr> <tr> <td>上記以外</td> <td>50万円^(注1)</td> </tr> <tr> <td>翌年度以後</td> <td>特定地域から大都市等以外への移転</td> <td>30万円^(注2)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1) 現行要件を満たす場合。増加割合が10%未満で他の現行要件を満たす場合は20万円。（増加雇用者数は、法人全体の増加雇用者数を上限とする。） (注2) 事業主都合の離職者がある場合、雇用者数が減少した場合等は適用除外</p>			特別償却	税額控除	平成29年3月31日までの間の承認にかかる取得等	特定地域から大都市等以外への移転	25%	7%	上記以外	15%	4%	上記以外	特定地域から大都市等以外への移転	25%	4%	上記以外	15%	2%			税額控除	初年度	特定地域から大都市等以外への移転	50万円 ^(注1) + 30万円 ^(注2)	上記以外	50万円 ^(注1)	翌年度以後	特定地域から大都市等以外への移転	30万円 ^(注2)	<p>地域再生法の改正法の施行の日から平成30年3月31日までの間の承認にかかる取得等</p>
		特別償却	税額控除																													
平成29年3月31日までの間の承認にかかる取得等	特定地域から大都市等以外への移転	25%	7%																													
	上記以外	15%	4%																													
上記以外	特定地域から大都市等以外への移転	25%	4%																													
	上記以外	15%	2%																													
		税額控除																														
初年度	特定地域から大都市等以外への移転	50万円 ^(注1) + 30万円 ^(注2)																														
	上記以外	50万円 ^(注1)																														
翌年度以後	特定地域から大都市等以外への移転	30万円 ^(注2)																														

1. 法人課税

番号	項目	内容	適用開始時期等
1-7	その他設備投資減税の延長、廃止、縮減等	<p>(1) 環境関連投資促進税制 エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度のうち普通償却限度額との合計で取得価額まで特別償却ができる措置（即時償却）について、対象資産から太陽光発電設備を除外した上、その適用期限を1年延長する（所得税についても同様とする。）。</p> <p>(2) 国内の設備投資額が増加した場合の機械等の特別償却等 国内の設備投資額が増加した場合の機械等の特別償却又は税額控除制度は、適用期限の到来をもって廃止する（所得税についても同様とする。）。</p> <p>(3) 特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却等 特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は税額控除制度について、対象者から認定経営革新等支援機関等を除外し、対象設備の見直しを行った上、その適用期限を2年延長する（所得税についても同様とする。）。</p>	<p>(1)平成29年3月31日まで1年延長</p> <p>(2)平成27年3月31日をもって廃止</p> <p>(3)平成29年3月31日まで2年延長</p>
1-8	貸倒引当金にかかる所要の整備	中小企業等の貸倒引当金の特例について、実質的に債権とみられない金額の計算について基準年度実績による簡便法を用いる場合の基準年度を平成27年4月1日から平成29年3月31日までの間に開始した各事業年度に見直す（所得税についても同様とする。）。	(明記なし)

1. 法人課税

番号	項目	内容	適用開始時期等																								
1-9	外形標準課税の拡大 (法人事業税の税率の改正)	<p>(1)資本金の額又は出資金の額（以下「資本金」という。）1億円超の普通法人の法人事業税の標準税率を次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">現行</th> <th colspan="2">改正案</th> </tr> <tr> <th>平成27年度</th> <th>平成28年度～</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>付加価値割</td> <td>0.48%</td> <td>0.72%</td> <td>0.96%</td> </tr> <tr> <td>資本割</td> <td>0.2%</td> <td>0.3%</td> <td>0.4%</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">所得割</td> <td>年400万円以下の所得 (2.2%)</td> <td>3.1% (1.6%)</td> <td>2.5% (0.9%)</td> </tr> <tr> <td>年400万円超800万円以下の所得 (3.2%)</td> <td>4.6% (2.3%)</td> <td>3.7% (1.4%)</td> </tr> <tr> <td>年800万円超の所得 (4.3%)</td> <td>6.0% (3.1%)</td> <td>4.8% (1.9%)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1) 所得割の税率下段のカッコ内の率は、地方法人特別税等に関する暫定措置法適用後の税率。ただし、3以上の都道府県に事務所等を設けて事業を行う法人の所得割に係る税率については、軽減税率の適用はない。</p> <p>(2)税率の改正に伴う負担変動の軽減措置 資本金1億円超の普通法人のうち平成27年4月1日から平成29年3月31日までの間に開始する事業年度に係る付加価値額が40億円未満の法人について、負担変動措置を講ずる。</p>		現行	改正案		平成27年度	平成28年度～	付加価値割	0.48%	0.72%	0.96%	資本割	0.2%	0.3%	0.4%	所得割	年400万円以下の所得 (2.2%)	3.1% (1.6%)	2.5% (0.9%)	年400万円超800万円以下の所得 (3.2%)	4.6% (2.3%)	3.7% (1.4%)	年800万円超の所得 (4.3%)	6.0% (3.1%)	4.8% (1.9%)	平成27年4月1日以後に開始する事業年度
	現行	改正案																									
		平成27年度	平成28年度～																								
付加価値割	0.48%	0.72%	0.96%																								
資本割	0.2%	0.3%	0.4%																								
所得割	年400万円以下の所得 (2.2%)	3.1% (1.6%)	2.5% (0.9%)																								
	年400万円超800万円以下の所得 (3.2%)	4.6% (2.3%)	3.7% (1.4%)																								
	年800万円超の所得 (4.3%)	6.0% (3.1%)	4.8% (1.9%)																								
1-10	外形標準課税の拡大 (地方法人特別税の税率の改正)	<p>資本金1億円超の普通法人の地方法人特別税の税率を次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">現行</th> <th colspan="2">改正案</th> </tr> <tr> <th>平成27年度</th> <th>平成28年度～</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>付加価値割額、資本割額及び所得割額の合算額によって法人事業税を課税される法人の所得割額に対する税率</td> <td>67.4%</td> <td>93.5%</td> <td>152.6%</td> </tr> </tbody> </table>		現行	改正案		平成27年度	平成28年度～	付加価値割額、資本割額及び所得割額の合算額によって法人事業税を課税される法人の所得割額に対する税率	67.4%	93.5%	152.6%	平成27年4月1日以後に開始する事業年度														
	現行	改正案																									
		平成27年度	平成28年度～																								
付加価値割額、資本割額及び所得割額の合算額によって法人事業税を課税される法人の所得割額に対する税率	67.4%	93.5%	152.6%																								

1. 法人課税

番号	項目	内容	適用開始時期等
1-11	外形標準課税の拡大等（資本割の課税標準の見直し等）	<p>(1)資本割 現行の資本割の課税標準である「資本金等の額」が、資本金に資本準備金を加えた額を下回る場合、当該額を資本割の課税標準とする。</p> <p>(2)法人住民税均等割 法人住民税均等割の現行の税率区分の基準である「資本金等の額」に無償増減資等の金額を加減算する措置を講ずるとともに、「資本金等の額」が資本金に資本準備金を加えた額を下回る場合、当該額を均等割の税率区分の基準とする。</p>	(明記なし)
1-12	外形標準課税の拡大に伴う付加価値割における所得拡大促進税制の導入	<p>国内雇用者に対して給与等を支給する法人について、その法人の雇用者給与等支給増加額（雇用者給与等支給額から基準雇用者給与等支給額を控除した金額）の基準雇用者給与等支給額に対する割合が3%以上（平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に開始する事業年度については4%以上、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に開始する事業年度については5%以上）であるとき（次のイ及びロの要件を満たす場合に限る。）は、その雇用者給与等支給増加額を付加価値割の課税標準から控除できることとする。（雇用安定控除との調整を行う）</p> <p>イ 雇用者給与等支給額が前事業年度の雇用者給与等支給額以上であること</p> <p>ロ 平均給与等支給額が前事業年度の平均給与等支給額を上回ること</p> <p>（注）国内雇用者、雇用者給与等支給額及び基準雇用者給与等支給額等については、法人税における雇用者給与等支給額が増加した場合の税額控除制度の計算の例による。</p>	平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間に開始する事業年度

2. 不動産税制

番号	項目	内容	適用開始時期等																											
2-1	子・孫への住宅取得等資金贈与の特例の拡充および延長	<p>(1)対価等の額に含まれる消費税等の税率が10%である場合</p> <table border="1" data-bbox="583 287 1541 582"> <thead> <tr> <th>住宅用家屋の取得等に係る契約の締結期間</th> <th>良質な住宅用家屋</th> <th>左記以外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成28年10月～平成29年9月</td> <td>3,000万円</td> <td>2,500万円</td> </tr> <tr> <td>平成29年10月～平成30年9月</td> <td>1,500万円</td> <td>1,000万円</td> </tr> <tr> <td>平成30年10月～平成31年6月</td> <td>1,200万円</td> <td>700万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>平成28年9月以前に契約を締結した住宅用家屋について下記(2)に掲げる非課税限度額の適用を受けた者であっても、上記に掲げる非課税限度額を適用できることとする。</p> <p>(2)上記以外の場合</p> <table border="1" data-bbox="569 779 1528 1143"> <thead> <tr> <th>住宅用家屋の取得等に係る契約の締結期間</th> <th>良質な住宅用家屋</th> <th>左記以外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>～平成27年12月</td> <td>1,500万円</td> <td>1,000万円</td> </tr> <tr> <td>平成28年1月～平成29年9月</td> <td>1,200万円</td> <td>700万円</td> </tr> <tr> <td>平成29年10月～平成30年9月</td> <td>1,000万円</td> <td>500万円</td> </tr> <tr> <td>平成30年10月～平成31年6月</td> <td>800万円</td> <td>300万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3)良質な住宅用家屋の範囲、および対象となる増改築等の範囲を拡充する。 (4)相続時精算課税制度の特例について、適用対象となる増改築等の範囲に一定の省エネ改修工事等を加えた上、その適用期限を平成31年6月30日まで延長する。</p>	住宅用家屋の取得等に係る契約の締結期間	良質な住宅用家屋	左記以外	平成28年10月～平成29年9月	3,000万円	2,500万円	平成29年10月～平成30年9月	1,500万円	1,000万円	平成30年10月～平成31年6月	1,200万円	700万円	住宅用家屋の取得等に係る契約の締結期間	良質な住宅用家屋	左記以外	～平成27年12月	1,500万円	1,000万円	平成28年1月～平成29年9月	1,200万円	700万円	平成29年10月～平成30年9月	1,000万円	500万円	平成30年10月～平成31年6月	800万円	300万円	平成27年1月1日から平成31年6月30日まで延長
住宅用家屋の取得等に係る契約の締結期間	良質な住宅用家屋	左記以外																												
平成28年10月～平成29年9月	3,000万円	2,500万円																												
平成29年10月～平成30年9月	1,500万円	1,000万円																												
平成30年10月～平成31年6月	1,200万円	700万円																												
住宅用家屋の取得等に係る契約の締結期間	良質な住宅用家屋	左記以外																												
～平成27年12月	1,500万円	1,000万円																												
平成28年1月～平成29年9月	1,200万円	700万円																												
平成29年10月～平成30年9月	1,000万円	500万円																												
平成30年10月～平成31年6月	800万円	300万円																												

2. 不動産税制

番号	項目	内容	適用開始時期等
2-2	住宅ローン減税等の延長	次に掲げる住宅取得等に係る措置について適用期限（平成29年12月31日）を平成31年6月30日まで1年6か月延長する。 ①住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除 ②特定の増改築等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例 ③既存住宅の耐震改修をした場合の所得税額の特別控除 ④既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除 ⑤認定住宅の新築等をした場合の所得税額の特別控除 ⑥東日本大震災の被災者等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例	平成31年6月30日まで延長
2-3	特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の1,500万円特別控除	特定の民間住宅地造成事業のために土地等を譲渡した場合の適用期限を3年延長する。	平成29年12月31日まで3年間延長
2-4	長期保有資産の買換特例の延長	特定の資産の買換えの場合等の課税の特例における長期所有の土地、建物等から国内にある土地、建物、機械装置等への買換えについて、次の見直しを行った上、その適用期限を2年3か月延長する。 ①買換資産から機械装置及びコンテナ用の貨車を除外する。 ②改正後の地域再生法の大都市等（仮称）以外の地域から大都市等への買換えについて、課税の繰延べ割合を75%（同法の特定地域（仮称）への買換えの場合には、70%）（現行80%）に引き下げる。	平成29年3月31日まで2年3か月延長
2-5	空家等にかかる固定資産税等の減額特例の除外措置	空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく必要な措置の勧告の対象となった特定空家等に係る土地について、住宅用地に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置の対象から除外する措置を講ずる。	（明記なし）

2. 不動産税制

番号	項目	内容	適用開始時期等
2-6	登録免許税の軽減措置の延長または廃止	<p>【延長】</p> <p>(1) 土地の売買による所有権の移転登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置の適用期限を2年延長する。</p> <p>(2) 住宅用家屋の所有権の保存登記若しくは移転登記又は住宅取得資金の貸付け等に係る抵当権の設定登記に対する登録免許税の税率の軽減措置の適用期限を2年延長する。</p> <p>(3) 特定目的会社が資産流動化計画に基づき特定不動産を取得した場合等の所有権の移転登記、および特例事業者が不動産特定共同事業契約により不動産を取得した場合の所有権の移転登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置について、適用対象となる不動産の範囲に倉庫及びその敷地を加えた上、その適用期限を2年延長する。</p> <p>【廃止】</p> <p>会社分割に伴う不動産の所有権の移転登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置は、適用期限の到来をもって廃止する。</p>	<p>【延長】</p> <p>平成29年3月31日まで延長</p> <p>【廃止】</p> <p>平成27年3月31日をもって廃止</p>
2-7	不動産取得税の軽減措置の延長	<p>(1) 住宅及び土地の取得に係る不動産取得税の標準税率（本則4%）を3%とする特例措置の適用期限を3年延長する。</p> <p>(2) 宅地の取得に係る不動産取得税の課税標準を価格の2分の1とする特例措置の適用期限を3年延長する。</p> <p>(3) 特定目的会社が資産流動化計画に基づき取得する一定の不動産、信託会社等が投資信託により取得する一定の不動産及び投資法人が取得する一定の不動産並びに不動産特定共同事業法に規定する特例事業者が不動産特定共同事業契約に基づき取得する一定の不動産に係る不動産取得税の課税標準の特例措置の適用期限を2年延長する。</p>	<p>(1)(2)</p> <p>平成30年3月31日まで延長</p> <p>(3)</p> <p>平成29年3月31日まで延長</p>
2-8	サービス付き高齢者向け賃貸住宅にかかる固定資産税及び不動産取得税の減額の延長等	<p>サービス付き高齢者向け賃貸住宅に係る固定資産税の減額措置について、税額を最初の5年間3分の2を参酌して2分の1以上6分の5以下の範囲内において市町村の条例で定める割合を減額することとした上、その適用期限を2年延長する。</p> <p>一定の新築のサービス付き高齢者向け賃貸住宅について、住宅および土地に係る不動産取得税の特例措置の適用期限を2年延長する。</p>	<p>平成29年3月31日まで延長</p>

3. 消費課税

番号	項目	内容	適用開始時期等
3-1	消費税率10%への引上げ時期の変更等	消費税率（国・地方）の10%への引上げの施行日を平成29年4月1日とする。 なお、消費税率10%への引上げに係る適用税率の経過措置について、請負工事等に係る適用税率の経過措置の指定日を平成28年10月1日とする等の改正その他所要の措置を講ずる。	平成29年4月1日以後
3-2	国境を越えた役務の提供に対する消費税の課税の見直し	<p>(1)内外判定基準の見直し 電子書籍・音楽・広告の配信等の電気通信回線を介して行われる役務の提供を「電気通信役務の提供」と位置付け、内外判定基準を役務の提供に係る事務所等の所在地から、役務の提供を受ける者の住所地等に見直す。 （注）電気通信役務の提供には、電気通信役務の提供以外の資産の譲渡等に付随して行われる役務の提供や、単に通信回線を利用させる役務の提供は含まれず、著作物の利用の許諾に該当する取引が含まれる。</p> <p>(2)リバースチャージ方式の導入 国外事業者が行う電気通信役務の提供のうち、当該役務の性質又は当該役務の提供に係る契約条件等により、当該役務の提供を受ける者が事業者であることが明らかなものを「事業者向け電気通信役務の提供」と位置付け、その取引に係る消費税の納税義務を役務の提供を受ける事業者に転換する。 ①資産の譲渡等および課税資産の譲渡等から事業者向け電気通信役務の提供を除く。 ②事業として他の者から受けた事業者向け電気通信役務の提供（以下「特定仕入れ」（仮称）という。）を課税対象とし、国内において行った課税仕入れのうち特定仕入れに該当するもの（以下「特定課税仕入れ」（仮称）という。）を納税義務の対象とする。</p> <p>(3)電気通信役務の提供に係る仕入税額控除の制限 当分の間、国外事業者から提供を受けた消費者向け電気通信役務の提供については、その課税仕入れに係る消費税につき、仕入税額控除制度の適用を認めない。ただし、一定の登録国外事業者に該当する者から受けた消費者向け電気通信役務の提供については、一定の要件を満たす場合に限り仕入税額控除制度の適用を認める。</p> <p>(4)国外事業者が国内において行う芸能・スポーツ等の役務の提供についてもリバースチャージ方式を導入する。</p>	平成27年10月1日以後 (4)については、平成28年4月1日以後

3. 消費課税

番号	項目	内容	適用開始時期等
3-3	エコカー減税の延長	排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車に係る自動車重量税の免税等の特例措置、および取得に対して課する自動車取得税に係る特例措置（いわゆる「エコカー減税」）について、対象等の見直しを行った上、その適用期限を2年延長する。	<p>【自動車重量税】 平成29年4月30日まで2年延長</p> <p>【自動車取得税】 平成29年3月31日まで2年延長</p>
3-4	軽自動車税の軽減措置の創設	平成27年4月1日から平成28年3月31日までに新規取得した四輪以上及び三輪の軽自動車（新車に限る）で、排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さいものについて、当該取得をした日の属する年度の翌年度（平成28年度）分の軽自動車税の税率を軽減する特例措置（いわゆる「軽自動車税のグリーン化特例」）を講ずる。	平成27年4月1日から平成28年3月31日までの新規取得

4. 個人所得課税

番号	項目	内容	適用開始時期等
4-1	住宅ローン減税等の延長	再掲 2. 不動産税制 2-2 参照	
4-2	譲渡関連（措置法）の延長	①特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の 1,500 万円特別控除 再掲 2. 不動産税制 2-3 参照 ②長期保有資産の買換特例の延長 再掲 2. 不動産税制 2-4 参照	
4-3	山林所得に係る森林計画特別控除の縮減および期間延長	山林所得に係る森林計画特別控除について、山林の伐採又は譲渡に係る収入金額が 2,000 万円を超える者の 2,000 万円を超える部分（現行：3,000 万円を超える者の 3,000 万円を超える部分）の控除率を 10%とした上、その適用期限を 3 年延長する。	平成28年分以後 （平成30年12月31日まで3年間延長）
4-4	日本国外に居住する親族に係る扶養控除等の書類の添付等義務化	確定申告において、非居住者である親族に係る扶養控除、配偶者控除、配偶者特別控除又は障害者控除の適用を受ける居住者は、親族関係書類及び送金関係書類を確定申告書に添付し、又は確定申告書の提出の際提示しなければならないこととする。 年金および給与の源泉徴収についても同様とする。	平成 28 年1月1日以後
4-5	ふるさと納税の拡充	(1)特例控除額の控除限度額を、個人住民税所得割額の2割（現行1割）に引き上げる。 (2)確定申告不要な給与所得者等が寄附を行う場合において、寄付先の地方公共団体数が5以下のときは、寄附先の地方公共団体に寄附者に代わって控除申請を行うことを要請できる「ふるさと納税ワンストップ特例制度」を創設する。 ただし、寄附者が確定申告を行った場合にはワンストップ特例制度は適用されない。	(1)平成28年度分以後の個人住民税 (2)平成 27 年4月1日以後に行われる寄附

4. 個人所得課税

番号	項目	内容	適用開始時期等		
4-6	個人型401kの拡充	(1)個人型確定拠出年金制度の加入者に追加される企業年金加入者、公務員等共済加入者及び第三号被保険者の拠出限度額について次のとおりとする。	(明記なし)		
				確定拠出年金 (企業型401k)	確定拠出年金 (個人型401k)
		第2号 会社員 (他の企業年金なし)		マッチング拠出あり 66.0万円/年	—
				マッチング拠出なし 42.0万円/年(改正)	24.0万円/年(改正)
				企業型401k制度なし	27.6万円/年
		第2号 会社員 (他の企業年金あり)		マッチング拠出あり 33.0万円/年	—
				マッチング拠出なし 18.6万円/年(改正)	14.4万円/年(改正)
				企業型401k制度なし	14.4万円/年(改正)
		第2号 公務員		—	14.4万円/年(改正)
		第3号 主婦		—	27.6万円/年(改正)
		(2)事業主が拠出する確定拠出年金法の小規模事業主掛金(仮称)について、現行の確定拠出年金の事業主掛金と同様に、従業員に対する給与所得に係る収入金額に含まれないものとする。			
4-7	国民健康保険税等の課税限度額等の引上げ	<p>(1)国民健康保険税の基礎課税額等に係る課税限度額の引上げ</p> <p>①基礎課税額に係る課税限度額を52万円(現行51万円)に引上げ</p> <p>②後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を17万円(現行16万円)に引上げ</p> <p>③介護納付金課税額に係る課税限度額を16万円(現行14万円)に引上げ</p> <p>(2)国民健康保険税の減額の対象となる所得の基準の引上げ</p> <p>①5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者の数に乘すべき金額を26万円(現行24.5万円)に引上げ</p> <p>②2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者の数に乘すべき金額を47万円(現行45万円)に引上げ</p>	(明記なし)		

5. 資産課税

番号	項目	内容	適用開始時期等
5-1	国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の創設 I (制度の概要)	<p>国外転出（国内に住所及び居所を有しないこととなることをいう。以下同じ。）をする居住者が有価証券等（匿名組合契約の出資の持分を含む）又は未決済デリバティブ取引等（信用取引若しくは発行日取引を含む）を有する場合には、国外転出の時に有価証券等の譲渡等をしたものとみなして譲渡所得等の金額を計算する。</p> <p>(1)譲渡所得等の金額</p> <p>①国外転出年分の確定申告書の提出時までに納税管理人の届出をした場合 国外転出の時ににおける有価証券等の価額に相当する金額又は未決済デリバティブ取引等の決済に係る利益の額若しくは損失の額</p> <p>②上記①に掲げる場合以外の場合 国外転出の予定日の3月前の日における有価証券等の価額に相当する金額又は未決済デリバティブ取引等の決済に係る利益若しくは損失の額</p> <p>(2)特例の対象者 次の①及び②に掲げる要件を満たす居住者</p> <p>①上記(1)①及び②に定める金額の合計額が1億円以上である者</p> <p>②国外転出の日前10年以内に、国内に住所又は居所を有していた期間の合計が5年超である者</p> <p>(注)上記の「国内に住所又は居所を有していた期間」には、納税猶予を受けている期間を含み、出入国管理及び難民認定法別表第一の在留資格をもって在留していた期間を除く。</p> <p>(3)5年以内に帰国した場合の取扱い</p> <p>本特例の適用を受けた者が、国外転出の日から5年を経過する日までに帰国をした場合において、その者が国外転出の時において有していた有価証券等又は未決済デリバティブ取引等で国外転出の時以後引き続き有していたものについては、本特例による課税を取り消すことができる。</p> <p>この課税の取消しを行う場合には、帰国の日から4月を経過する日までに、更正の請求をしなければならない。</p> <p>ただし、帰国までの間に、有価証券等又は未決済デリバティブ取引等に係る所得の計算につき隠蔽又は仮装があった場合にはこの限りでない。</p>	平成27年7月1日以後に国外転出をする場合

5. 資産課税

番号	項目	内容	適用開始時期等
5-1	国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の創設Ⅱ (納税猶予等)	<p>(4)納税猶予制度</p> <p>本特例の適用を受けたものが、国外転出の日の属する年分の確定申告書に納税猶予を受けようとする旨の記載をした場合には、国外転出の日の属する年分の所得税のうち本特例による所得に係る部分については、国外転出の日から5年を経過する日（同日前に帰国をする場合には、同日とその者の帰国の日から4月を経過する日のいずれか早い日）まで、その納税を猶予する。</p> <p>①担保提供等</p> <p>この納税猶予は、その所得税に係る確定申告書の提出期限までに、納税猶予分の所得税額に相当する担保を供し、かつ、納税管理人の届出をした場合に適用する。</p> <p>②納税猶予期限の延長</p> <p>納税猶予の期限は、申請により国外転出の日から10年を経過する日までとすることができる。この場合における帰国時の課税の取消しは、国外転出の日から10年を経過する日までに帰国をした場合に適用することができる。</p> <p>③各年の届出</p> <p>納税猶予を受けている者は、納税猶予の期限までの各年の12月31日（基準日）における納税猶予に係る届出書を、基準日の属する年の翌年3月15日までに税務署長に提出しなければならない。</p> <p>当該届出書を提出期限までに提出しなかった場合には、その提出期限の翌日から4月を経過する日をもって、納税猶予の期限とする。</p> <p>④利子税の負担</p> <p>納税猶予の期限の到来により所得税を納付する場合には、納税猶予がされた期間に係る利子税を納付する義務が生じる。</p> <p>(5)その他</p> <p>納税猶予期限までに実際の譲渡等があった場合、価格下落等があった場合、および相続税・贈与税との関係等について所要の措置を講ずる。</p>	平成27年7月1日以後に国外転出をする場合

5. 資産課税

番号	項目	内容	適用開始時期等
5-2	結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税の創設	<p>個人（20歳以上50歳未満の者に限る。以下「受贈者」という。）の結婚・子育て資金の支払に充てるためにその直系尊属（以下「贈与者」という。）が金銭等を拠出し、金融機関（信託会社（信託銀行を含む。）、銀行等及び金融商品取引業者（第一種金融商品取引業を行う者に限る。）をいう。）に信託等をした場合には、信託受益権の価額又は拠出された金銭等の額のうち受贈者1人につき1,000万円（結婚に際して支出する費用については300万円を限度とする。）までの金額に相当する部分の価額については、贈与税を課さないこととする。</p> <p>なお、受贈者は、払い出した金銭を結婚・子育て資金の支払に充当したことを証する書類を金融機関に提出しなければならない。</p> <p>(1)結婚・子育て資金</p> <p>①結婚に際して支出する婚礼（結婚披露を含む。）に要する費用、住居に要する費用及び引越に要する費用のうち一定のもの</p> <p>②妊娠に要する費用、出産に要する費用、子の医療費及び子の保育料のうち一定のもの</p> <p>(2)期間終了</p> <p>①受贈者が50歳に達した場合</p> <p>②受贈者が死亡した場合</p> <p>③信託財産等の価額が零となった場合に終了の合意があったとき</p> <p>(3)残額の取扱い</p> <p>上記(2)①又は③に掲げる事由に該当した場合において非課税拠出額から結婚・子育て資金支出額を控除した残額があるときは、これらの事由に該当した日に当該残額の贈与があったものとして受贈者に贈与税を課税する。なお、上記(2)②に掲げる事由に該当したことにより終了した場合には、贈与税を課さない。</p> <p>(4)贈与者が期間終了前に死亡した場合</p> <p>信託等があった日から終了の日までの間に贈与者が死亡した場合には、当該死亡の日における非課税拠出額から結婚・子育て資金支出額を控除した残額については、受贈者が贈与者から相続又は遺贈により取得したものとみなして、当該贈与者の死亡に係る相続税の課税価格に加算する。この場合において、当該残額に対応する相続税額については相続税額の2割加算の対象としない。</p>	平成27年4月1日から平成31年3月31日までの間の拠出

5. 資産課税

番号	項目	内容	適用開始時期等
5-3	子・孫への教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税の拡充および延長	<p>直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置について、次の見直しを行った上、その適用期限を平成31年3月31日まで延長する。</p> <p>①特例の対象となる教育資金の使途の範囲に、通学定期券代、留学渡航費等を加える。</p> <p>②金融機関への領収書等の提出について、領収書等に記載された支払金額が1万円以下で、かつ、その年中における合計支払金額が24万円に達するまでのものについては、当該領収書等に代えて支払先、支払金額等の明細を記載した書類を提出することができる。</p>	<p>平成31年3月31日まで延長</p> <p>②の改正は、平成28年1月1日以後に提出する書類について適用</p>
5-4	子・孫への住宅取得等資金贈与の特例の拡充および延長	再掲 2. 不動産税制2-1 参照	
5-5	非上場株式等に係る贈与税・相続税の納税猶予制度の拡充	<p>(1)経営贈与承継期間経過後に、経営承継受贈者が後継者へ特例受贈非上場株式等を贈与した場合において、その後継者が贈与税の納税猶予制度の適用を受けるときは、その適用を受ける特例受贈非上場株式等に係る猶予税額を免除する。</p> <p>(2)経営贈与承継期間内に、経営承継受贈者が後継者へ特例受贈非上場株式等を贈与した場合（身体障害等のやむを得ない理由により当該経営承継受贈者が認定贈与承継会社の代表者でなくなった場合に限る。）において、その後継者が贈与税の納税猶予制度の適用を受けるときは、その適用を受ける特例受贈非上場株式等に係る猶予税額を免除する（相続税の納税猶予制度についても同様とする。）。</p>	(明記なし)

6. 証券税制

番号	項目	内容	適用開始時期等
6-1	子ども版NISAの創設	<p>居住者等の未成年者口座において管理されている上場株式等の配当等及び譲渡所得等については、所得税を課さない。</p> <p>(1) 未成年者口座</p> <p>① 非課税管理勘定（開設後5年間） その年1月1日において 20 歳未満である年及び出生した日の属する年に設けることができ、毎年 80 万円を上限 に上場株式等を受け入れることができる。</p> <p>② 継続管理勘定（20 歳になる年まで） 平成36年から平成40年までの各年（その年1月1日において 20 歳未満である年に限る。）に設けることができ、毎年80万円を上限に、①の非課税管理勘定から移管される上場株式等を受け入れることができる。</p> <p>(2) 課税未成年者口座</p> <p>① 未成年者口座で管理されている上場株式等の配当等及び譲渡代金等については、課税未成年者口座において管理されなければならない。</p> <p>② 未成年者口座内の上場株式等は、その年3月31日において18歳である年（以下「基準年」という。）の前年 12 月 31 日までの間は、課税未成年者口座以外の口座に払い出すことはできない。ただし、災害等の事由に基因して全てを払い出す場合は、この限りでない。</p> <p>③ 課税未成年者口座内の上場株式等及び預貯金等は、基準年の前年12月31日までは、その資金を未成年者口座における投資に用いる場合を除き、課税未成年者口座から払い出すことはできない。ただし、災害等の事由に基因して全てを払い出す場合は、この限りでない。</p> <p>④ 払出制限について要件違反があった場合には、当該払出しがあった日において、全非課税期間を通じたすべての上場株式等の譲渡又は配当等の支払があったものとして、15%（他に地方税5%）の税率により源泉徴収を行う。この場合において、譲渡損失はなかったものとみなす。</p>	<p>【未成年者口座開設】 平成 28 年1月1日以後 平成35年まで</p> <p>【上場株式等の受入】 平成28年4月1日から</p> <p>（ただし、個人番号 （マイナンバー）施行 後）</p>
6-2	NISAの拡充	<p>非課税管理勘定に受け入れることができる上場株式等の取得対価の額の限度額を、120 万円（現行：100 万円）に引き上げる。</p>	<p>平成28年分以後</p>

6. 証券税制

番号	項目	内容	適用開始時期等
6-3	上場株式等の範囲	<p>上場株式等に係る譲渡所得等の課税の特例等の対象となる上場株式等及び特定公社債について、次の措置を講ずる。</p> <p>① 上場株式等の範囲に、特定受益証券発行信託の受益権で公募のものを加える。</p> <p>② 発行する社債が特定公社債となる金融商品取引業を行う法人の範囲から、第一種少額電子募集取扱業者を除外する。</p>	平成28年1月1日以後に行う譲渡等

7. 国際課税

番号	項目	内容	適用開始時期等
7-1	日本国外に居住する親族に係る扶養控除等の書類の添付等義務化	再掲 4. 個人所得課税 4-4 参照	
7-2	国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の創設	再掲 5. 資産課税 5-1 参照	
7-3	外国子会社配当益金不算入制度の見直し	<p>(1) 内国法人が外国子会社（持株割合 25%以上等の要件を満たす外国法人をいう。以下同じ。）から受ける配当等の額で、その配当等の額の全部又は一部が当該外国子会社の本店所在地国の法令において当該外国子会社の所得の金額の計算上損金の額に算入することとされている場合には、その受ける配当等の額を益金不算入の適用対象から除外する。</p> <p>(2) 内国法人が外国子会社から受ける配当等の額で、その配当等の額の一部が当該外国子会社の所得の金額の計算上損金の額に算入された場合には、その受ける配当等の額のうち、その損金の額に算入された部分の金額を、上記（1）による益金不算入の適用対象から除外する金額とすることができる。</p> <p>(3) 上記（2）の適用を受けた事業年度後の各事業年度において、内国法人が外国子会社から受けた配当等の額につき損金算入額が増額された場合には、その増額された後の損金算入額を、益金不算入の適用対象から除外する。</p> <p>(4) 外国税額控除、外国子会社合算税制その他について所要の措置を講ずる。</p>	<p>平成 28 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度</p> <p>（平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に開始する各事業年度において、平成 28 年 4 月 1 日において有する外国子会社の株式等に係る配当等の額については、従前どおり）</p>

7. 国際課税

番号	項目	内容	適用開始時期等
7-4	外国子会社合算税制等の見直し	<p>(1) 特定外国子会社等に該当することとされる著しく低い租税負担割合の基準（いわゆるトリガー税率）を20%未満（現行20%以下）に変更する。</p> <p>(2) 外国子会社合算税制の適用除外基準について、所定の見直しを行う。</p> <p>(3) 特定外国子会社等が子会社（持株割合 25%以上等の要件を満たす法人をいう。）から受ける損金算入配当等の額は、当該特定外国子会社等の合算対象とされる金額の計算上控除しないこととする。</p> <p>(4) 特定外国子会社等が他の特定外国子会社等（上記(3)の子会社に該当するものに限る）から受ける損金算入配当等の額のうち、当該他の特定外国子会社等の合算対象とされた金額から充てられた部分の額は、当該特定外国子会社等の合算対象とされる金額の計算上控除する。</p> <p>(5) その他所要の措置を講ずる。</p>	<p>(1)(2) 特定外国子会社等の平成 27 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度</p> <p>(3)(4) 特定外国子会社等の平成 28 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度</p>
7-5	店頭デリバティブ取引に係る証拠金の利子の非課税制度の創設	外国金融機関等が、国内金融機関等との間で平成30年3月31日までにを行う店頭デリバティブ取引に関して当該国内金融機関等に預託する証拠金で一定のものにつき支払を受ける利子等について、非課税適用申告書の提出等を要件として、所得税を非課税とする。	平成 27 年 7 月 1 日以後
7-6	非居住者に係る金融口座情報の報告制度の整備	再掲 8. 納税環境整備 8-3 参照	

8. 納税環境整備

番号	項目	内容	適用開始時期等
8-1	契約者変更があった場合の生命保険金等の支払調書	<p>(1)保険会社等は、生命保険契約等について死亡による契約者変更があった場合には、死亡による契約者変更情報及び解約返戻金相当額等を記載した調書を、税務署長に提出しなければならない。</p> <p>(2)生命保険金等の支払調書等について、保険契約の契約者変更があった場合には、保険金等の支払時の契約者の払込保険料等を記載することとする。</p>	平成30年1月1日以後の契約者変更
8-2	財産債務明細書の見直し	<p>財産債務明細書について次の見直しを行い、新たに財産債務調書として整備する。</p> <p>(1) 提出基準の見直し 現行の提出基準である「その年分の所得金額が2千万円超であること」に加え、「その年の12月31日において有する財産の価額の合計額が3億円以上であること、または、同日において有する国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の対象資産の価額の合計額が1億円以上であること」を提出基準とする。</p> <p>(2) 記載事項の見直し 現行の記載事項である「財産の種類、数量及び価額」のほか、財産の所在、有価証券の銘柄等、国外財産調書の記載事項と同様の事項の記載を要することとする。 (注) 財産の評価については、原則として「時価」とする。ただし、「見積価額」とすることもできることとする。また、有価証券等については、取得価額の記載も要することとする。</p> <p>(3) 過少申告加算税等の特例 国外財産調書と同様、財産債務調書の提出の有無等により、所得税又は相続税に係る過少申告加算税等を加減算する措置を講ずる。</p>	平成28年1月1日以後の提出分

8. 納税環境整備

番号	項目	内容	適用開始時期等
8-3	非居住者に係る金融口座情報の報告制度の整備	<p>(1) 銀行等の一定の金融機関（以下「報告金融機関」という。）との間でその国内にある営業所等を通じて預金又は貯金の受入れを内容とする契約の締結等の一定の取引（以下「特定取引」という。）を行う者は、その者の氏名又は名称、住所、生年月日、居住地国（その者が居住者として租税を課される国又は地域をいう。以下同じ。）、居住地国が外国の場合にあっては当該居住地国における納税者番号、その他必要な事項を記載した届出書を、その特定取引を行う際、当該報告金融機関の営業所等の長に提出しなければならない。</p> <p>(2) 報告金融機関は、その年の12月31日において、当該報告金融機関の国内にある営業所等に報告対象契約がある場合には、当該報告対象契約を有する者の氏名又は名称等、同日における当該報告対象契約に係る財産の価額、その他必要な事項（以下「報告事項」という。）を、その年の翌年4月30日までに、電子情報処理組織を使用して送付する方法又は光ディスク等に記録して提出する方法により、当該報告金融機関の本店所在地等の所轄税務署長に提供しなければならない。</p> <p>(注) 上記の「報告対象契約」とは、特定取引に係る契約のうち、次のいずれかの者が有するものをいう。</p> <p>①租税条約等の相手国等のうち一定の国又は地域（以下「報告対象国等」という。）を居住地国とする者（以下「報告対象者」という。）</p> <p>②報告対象国等以外の国又は地域を居住地国とする特定法人であって、当該特定法人の支配者である個人が報告対象者であるもの</p> <p>(3) 届出書の不提出・虚偽記載又は報告事項の不提供・虚偽記載若しくは報告事項の提供に関する調査に係る検査忌避等に対する罰則を設ける。</p> <p>(4) その他所要の措置を講ずる。</p>	平成 29 年 1 月 1 日以後

8. 納税環境整備

番号	項目	内容	適用開始時期等
8-4	マイナンバーによる預貯金情報の管理義務	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号利用法」という。）の改正に併せて、銀行等に対し、個人番号及び法人番号（以下「マイナンバー」という。）によって検索できる状態で預貯金情報を管理する義務を課すこととする。	改正法に規定する施行日
8-5	税務関係書類に係るスキャナ保存制度の見直し	<p>(1) 対象書類の見直し スキャナ保存の対象となる契約書及び領収書に係る金額基準（現行：3万円未満）を廃止する。 この際、重要書類（契約書・領収書等をいう。以下同じ。）については、適正事務処理要件を満たしていることをスキャナ保存に係る承認の要件とする。</p> <p>(2) 業務処理後に保存を行う場合の要件の見直し 重要書類について、業務処理後にスキャナ保存を行う場合に必要とされている関係帳簿の電子保存の承認要件を廃止する。</p> <p>(3) 電子署名要件の見直し スキャナで読み取る際に必要とされている入力者等の電子署名を不要とし、タイムスタンプを付すこととするとともに、入力者等に関する情報の保存を要件とする。</p> <p>(4) 大きさ情報・カラー保存要件の見直し 重要書類以外の書類について、スキャナで読み取る際に必要とされているその書類の大きさに関する情報の保存を不要とするとともに、カラーでの保存を不要とし、グレースケール（いわゆる「白黒」）での保存でも要件を満たすこととする。</p>	平成 27 年 9 月 30 日以後に行う承認申請
8-6	無申告加算税の特例の要件緩和	期限後申告書が提出された場合において、期限内申告書を提出する意思があったと認められるものにつき無申告加算税を課さないこととする制度について、適用対象となる期限後申告書の提出期限を、法定申告期限から1月以内（現行：2週間以内）に延長する。	平成 27 年 4 月 1 日以後に法定申告期限が到来するもの

本資料は自由民主党・公明党「平成27年度税制改正大綱（平成26年12月30日公表）」、日本経済新聞、その他の資料に基づき作成しております。

また内容につきましては、情報の提供を目的として、想定される一般的な法律・税務上の取り扱いを記載しております。このため、諸条件により本資料の内容とは異なる取り扱いがなされる場合がありますのでご注意ください。

実行にあたっては、税理士・弁護士等と十分にご相談のうえ、ご自身の責任においてご判断くださいますようお願い申し上げます。

（この資料に関するお問い合わせ先）

辻・本郷 税理士法人

東京都新宿区西新宿1-25-1新宿センタービル31階

TEL：03-5323-3301（代表）

FAX：03-5323-3302

URL: <http://www.ht-tax.or.jp>